第十二号の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第三条・第五条・第十条の二関係)

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書 (公)

(第三片)

都道府県コード	口座番号	加入者
	都道府県	

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他 ( )

法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
	均等割額	02															
	延滞金	03															
	計	04															
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05															
	付加価値割額	06															
	資本割額	07															
	収入割額	08															
	特別法人事業税額	09															
	計(05～09)	10															
	延滞金	11															
	過少申告加算金	12															
	不申告加算金	13															
	重加算金	14															
	計(10～14)	15															
合計額		16															

納期限	年月日	領収日付印	
課税事務所			
指定金融機関名(取りまとめ店)			
取りまとめ局			

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書 (公)

(第二片)

都道府県コード	口座番号	加入者
	都道府県	

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他 ( )

法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
	均等割額	02															
	延滞金	03															
	計	04															
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05															
	付加価値割額	06															
	資本割額	07															
	収入割額	08															
	特別法人事業税額	09															
	計(05～09)	10															
	延滞金	11															
	過少申告加算金	12															
	不申告加算金	13															
	重加算金	14															
	計(10～14)	15															
合計額		16															

納期限	年月日	領収日付印	
課税事務所			
日計	口		
	円		

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書 (公)

(第一片)

都道府県コード	口座番号	加入者
	都道府県	

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他 ( )

法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
	均等割額	02															
	延滞金	03															
	計	04															
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05															
	付加価値割額	06															
	資本割額	07															
	収入割額	08															
	特別法人事業税額	09															
	計(05～09)	10															
	延滞金	11															
	過少申告加算金	12															
	不申告加算金	13															
	重加算金	14															
	計(10～14)	15															
合計額		16															

納期限	年月日	領収日付印	
課税事務所			

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

備　考　1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとすること。